

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年11月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第54号

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

- (3) 被措置者等が指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、その者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなす。

第3条第4項を削る。

別表第1階層区分の項中「市町村民税額及び所得税額」を「基準年度の所得割課税額」に改め、同表B階層の項中「除き、」の右に「基準年度分の」を加え、同表備考以外の部分

「

C階層	A階層及びB階層を除き、所得税を課されていない者	(市町村民税額) C ₁ 均等割のみ
		C ₂ 所得割を課されている者
		(所得税額) D ₁ 1円以上 15,000円以下
		D ₂ 15,001円以上 40,000円以下
		D ₃ 40,001円以上 70,000円以下
		D ₄ 70,001円以上 183,000円以下
		D ₅ 183,001円以上 403,000円以下

中

D階層	A階層及びB階層を除き，所得税を課されている者	D ₆	403,001円以上 703,000円以下
		D ₇	703,001円以上 1,078,000円以下
		D ₈	1,078,001円以上 1,632,000円以下
		D ₉	1,632,001円以上 2,303,000円以下
		D ₁₀	2,303,001円以上 3,117,000円以下
		D ₁₁	3,117,001円以上 4,173,000円以下
		D ₁₂	4,173,001円以上 5,334,000円以下
		D ₁₃	5,334,001円以上 6,674,000円以下
		D ₁₄	6,674,001円以上

を

「

C階層	A階層を除き，基準年度の市町村民税額が均等割のみの者	
		D ₁
		D ₂
		D ₃

」

D階層	A階層を除き、 基準年度に所得 割を課されてい る者	D ₄	60,001円以上 96,000円以下
		D ₅	96,001円以上 189,000円以下
		D ₆	189,001円以上 277,000円以下
		D ₇	277,001円以上 348,000円以下
		D ₈	348,001円以上 465,000円以下
		D ₉	465,001円以上 594,000円以下
		D ₁₀	594,001円以上 716,000円以下
		D ₁₁	716,001円以上 864,000円以下
		D ₁₂	864,001円以上 1,056,000円以下
		D ₁₃	1,056,001円以上 1,238,000円以下
		D ₁₄	1,238,001円以上 1,439,000円以下
		D ₁₅	1,439,001円以上

に改め、同表備考1を次のよう

」

に改める。

- 1 「基準年度」とは、措置のあった月の属する年度（措置のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）をいう。

別表第1備考2を削り、同備考3を同備考2とする。

別表第3階層区分の項中「市町村民税額及び所得税額」を「基準年度の所得割課税額」に改め、同表B階層の項中「除き、」の右に「基準年度分の」を加え、同表備考以外の部分

「

C階層	A階層及びB階層を除き、所得税を課されていない者	(市町村民税額) C ₁ 均等割のみ
		C ₂ 所得割を課されている者
D階層	A階層及びB階層を除き、所得税を課されている者	(所得税額) D ₁ 1円以上 15,000円以下
		D ₂ 15,001円以上 40,000円以下
		D ₃ 40,001円以上 70,000円以下
		D ₄ 70,001円以上 183,000円以下
		D ₅ 183,001円以上 403,000円以下
		D ₆ 403,001円以上 703,000円以下
		D ₇ 703,001円以上 1,078,000円以下
		D ₈ 1,078,001円以上 1,632,000円以下
		D ₉ 1,632,001円以上 2,303,000円以下
		D ₁₀ 2,303,001円以上 3,117,000円以下
		D ₁₁ 3,117,001円以上 4,173,000円以下
		D ₁₂ 4,173,001円以上 5,334,000円以下

中

を

		5,334,001円以上
D ₁₃		6,674,000円以下
D ₁₄		6,674,001円以上

」

「

C階層	A階層を除き、 基準年度の市町 村民税額が均等 割のみの者	
D階層	A階層を除き、 基準年度に所得 割を課されてい る者	D ₁ 1円以上 12,000円以下
		D ₂ 12,001円以上 30,000円以下
		D ₃ 30,001円以上 60,000円以下
		D ₄ 60,001円以上 96,000円以下
		D ₅ 96,001円以上 189,000円以下
		D ₆ 189,001円以上 277,000円以下
		D ₇ 277,001円以上 348,000円以下
		D ₈ 348,001円以上 465,000円以下
		D ₉ 465,001円以上 594,000円以下
		D ₁₀ 594,001円以上 716,000円以下

に改め、同表備考を次のように

		716,001円以上
D ₁₁		864,000円以下
		864,001円以上
D ₁₂		1,056,000円以下
		1,056,001円以上
D ₁₃		1,238,000円以下
		1,238,001円以上
D ₁₄		1,439,000円以下
		1,439,001円以上
D ₁₅		1,439,001円以上

」

改める。

備考 「基準年度」とは、措置のあった月の属する年度（措置のあった月が4月から6月までの間にあつては、前年度）をいう。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市身体障害者措置費徴収規則の規定は、令和元年6月分の身体障害者福祉法第18条の規定による措置に要する費用の徴収額（以下「徴収額」という。）から適用し、同年5月分までの徴収額については、なお従前の例による。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）